

幼保連携型認定こども園谷津幼稚園の利用定員変更について

利用定員とは

- ・施設の設置者からの申請に基づき市長が「確認」を行なう際に定めるもの
- ・原則として認可定員を超えない範囲で利用状況を反映して設定
- ・施設に支払われる給付費の基本単価に影響

変更の内容

区分		変更前	変更後	差
1号認定（教育）		291	240	51
2号認定（保育）		54	54	0
3号認定 （保育）	1.2歳児	33	33	0
	0歳児	3	3	0

（参考）変更後年齢別内訳 ※令和6年度受け入れ予定人数と同数

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定（教育）				80	80	80	240
2号・3号認定（保育）	3	15	18	18	18	18	90

変更年月日

令和6年4月1日

変更理由

現在在籍している人数及び、令和6年4月以降に受け入れる予定人数に合わせて利用定員の人数を変更するもの。

現在利用している在園児について

令和6年4月以降に受け入れる予定人数に合わせて利用定員の人数を変更するため、引き続き教育・保育を提供する。